資料４

千葉市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の制定等について

標記につきまして、平成２８年２月２４日にご報告したとおり、平成２８年第１回定例会に議案を提出し、審議の結果、３月１７日に議案どおり議決され公布しましたので報告いたします。

１　制定内容

（１）千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

ア　条例の概要

幼保連携型等の認可事業と同等の教育・保育水準を確保するため、次の項目について国と異なる上乗せ基準を設定しました。

項目	国基準（告示）	本市基準の概要（上乗せ）
３歳以上児の学級編制	１学級 35 人以下	３歳児の学級のみ 30 人以下
１・２歳児保育士等の配置	園児６人に１人	園児５人に１人
屋外遊戯場	保育所型及び地方裁量型について公園等で代替可	保育所型及び地方裁量型について定員 60 人未満は公園等で代替可
乳児室面積	1.65 ㎡／人	3.3 ㎡／人
遊戯室	保育室と兼用可	定員 60 人未満は保育室と兼用可
３歳以上児に対する食事の外部搬入	所定の要件を満たせば可	市長との事前協議を義務付け
非常災害対策	―	設備設置、月１回の訓練の実施等を義務付け

上記のほか、国基準に規定がない項目については、市幼保連携型認可基準、千葉県の幼稚園認可基準又は本市の保育所認可基準のいずれかと同様としました。

イ　パブリックコメント手続の結果について

意見はありませんでした。（実施期間　平成２７年１２月１５日～２８年１月１５日）

ウ　２７年第１回分科会からの主な変更点

（ア）幼保連携型認定こども園等の認可基準に規定があって、幼保連携型以外の認定こども園の認定基準にない項目を追加

例）調理員や嘱託医等の配置（第３条第４項及び第５項）、職員室、保健室及び便所の設置（第７条第１項）、他の学校・社会福祉施設との兼用規定（第２０条第２項）

（イ）懲戒権の濫用禁止規定の削除

（２）千葉市社会福祉審議会条例の一部改正

幼保連携型以外の認定こども園の認定を、設置認可部会の調査審議事項に追加

２　施行日

平成２８年４月１日